

信州まつもと空港旅行商品企画販売奨励金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、信州まつもと空港発着定期便を利用した旅行商品の提供を促し、信州まつもと空港の利用促進を図るため、信州まつもと空港発着定期便を利用する旅行を企画・実施する旅行業者に対し、当該旅行の販売実績(搭乗人数)に応じて、予算の範囲内で奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象及び交付額)

第2 第1に規定する奨励金の交付対象及び交付額は、次の表のとおりとする。

交付対象	旅行業法第3条の登録を受けている旅行業者が企画・実施する「信州まつもと空港発着定期便」を利用した包括旅行運賃(IT、IIT)が適用される旅行商品		
対象期間	毎年11月1日から翌年2月末日までの期間内に催行される旅行商品		
交 付 額	以下の旅行商品の区分ごとに、販売実績(搭乗人数)に応じて算出 (この場合、1つの旅行商品について、1つの区分を該当させること)		
	旅行商品区分	奨励金単価 (片道)	奨励金交付額
	「松本-福岡線」 搭乗旅行商品	1,500 円	1,500 円×(往路搭乗 人数+復路搭乗人数)
	「松本-札幌線」 搭乗旅行商品	2,000 円	2,000 円×(往路搭乗 人数+復路搭乗人数)
	「松本-神戸線」 搭乗旅行商品	1,000 円	1,000 円×(往路搭乗 人数+復路搭乗人数)
※交付額は、予算の範囲内で調整して交付決定する場合がある。			

(交付条件)

第3 奨励金の交付を受けた旅行業者は、対象となった旅行商品の企画、実施及び販売に関する帳簿及び証拠書類を奨励金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(交付申請)

第4 奨励金の交付申請をしようとする旅行業者は、信州まつもと空港旅行商品企画販売

奨励金交付申請書(様式第1号)を、信州まつもと空港利用促進協議会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、対象となる旅行の終了日の翌月10日までとする。
(交付決定及び確定)

第5 会長は、第4の交付申請があったときは、当該申請に係る書類及び実績を審査、確認し、奨励金を交付すべきものと認めたときは、申請者に通知するものとする。
(交付請求)

第6 第5の通知を受けた旅行者が奨励金の交付を請求しようとするときは、信州まつもと空港旅行商品企画販売奨励金請求書(様式第2号)を会長に提出するものとする。
(奨励金の返還)

第7 旅行者がこの要綱に定める事項に違反して奨励金の交付を受けた場合は、既に交付された奨励金を会長に返還するものとする。
(書類の提出部数)

第8 この要綱により、会長に提出する書類の部数は1部とする。
(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(適用期日)

1 この要綱は平成22年度の奨励金から適用する。

(交付対象の特例)

2 福岡空港から出発する旅行商品(信州まつもと空港発着定期便を往復利用した募集型企画旅行商品に限る。)については、第2の規定にかかわらず、平成22年7月1日以降出発するものを奨励金の交付対象とする。

附 則

(適用期日)

この要綱は平成23年度の奨励金から適用する。

附 則

(適用期日)

この要綱は平成23年11月1日の奨励金から適用する。

附 則

(適用期日)

この要綱は平成24年度の奨励金から適用する。

附 則

(適用期日)

この要綱は平成25年度の奨励金から適用する。

附 則

(適用期日)

この要綱は平成30年度の奨励金から適用する。

附 則

(適用期日)

この要綱は令和2年度の奨励金から適用する。

附 則

(交付額の特例)

1 第2に規定する表の中の交付額については、令和2年度に限り、以下のとおりとする。

旅行商品区分		奨励金単価（片道）	奨励金交付額
「松本-福岡線」 搭乗旅行商品	11月1日 ～11月30日	500円	500円×（往路搭乗人数+ 復路搭乗人数）
	12月1日 ～3月27日	1,500円	1,500円×（往路搭乗人数+ 復路搭乗人数）
「松本-札幌線」 搭乗旅行商品	11月1日 ～11月30日	1,000円	1,000円×（往路搭乗人数+ 復路搭乗人数）
	12月1日 ～3月27日	2,000円	2,000円×（往路搭乗人数+ 復路搭乗人数）
「松本-神戸線」 搭乗旅行商品	11月1日 ～11月30日	500円	500円×（往路搭乗人数+ 復路搭乗人数）
	12月1日 ～3月27日	1,000円	1,000円×（往路搭乗人数+ 復路搭乗人数）

(交付申請の特例)

2 第4の2項に規定する書類の提出期限については、令和2年度の3月分に限り、翌月5日までとする。

附 則

(適用期日)

この要綱は令和8年度の奨励金から適用する。